

かかりつけ薬局、健康サポート薬局を強化

◆かかりつけ薬剤師が患者中心の服薬指導・相談に対応

よく利用する薬局で確認書を交わして、かかりつけ薬剤師を持つことができる「かかりつけ薬剤師・薬局」制度が2016年4月にスタートし、1年が経過した。かかりつけ薬剤師は、複数の医療機関にまたがる患者の服薬情報を一括把握して継続的に服薬指導を行う。薬の飲み合わせのチェックや重複投薬の防止、飲み残しが解消されることで薬の治療効果が向上する。

かかりつけ薬剤師は、薬局閉店後の時間も電話相談を受け付け、在宅患者への夜間・休日の調剤や訪問指導にも対応する。また患者が普段飲んでいるサプリメントや市販医薬品も把握して、医師にフィードバックして処方提案するなど医療機関との連携を行う。

また、かかりつけ薬剤師は、認定薬剤師のうち薬局勤務の年数や所属薬局での所定労働時間を満たすことが必要である。さらに地域活動の実績や教育研修を求められ、55,000人いる認定薬剤師のうち有資格者は現在2,000人ほどである。

◆地域連携で高齢社会に対応する健康サポート薬局

薬局には、地域における病気の予防や健康管理の拠点となることが期待されるが、国民の多くがかかりつけ薬局を決めておらず、かかりつけ薬剤師の認知度も低い。厚労省は16年10月から、かかりつけ薬剤師・薬局のうち、地域住民の健康維持・増進に貢献する薬局を「健康サポート薬局」として登録・公表する制度をスタートした。健康サポート薬局は、処方薬をかかりつけ医や地域医療機関と連携して調剤する他に、市販医薬品や介護用品、健康食品も提供する。また相談スペースの設置や開店時間などの諸要件が義務付けられる。5万店を超す薬局のうち、登録申請が認められた約200店が公表されている。

厚労省は17年度から、かかりつけ薬剤師や健康サポート薬局の普及・機能強化に約2億円を投入する。電子版お薬手帳を活用した地域の健康サポート推進事業を始め、かかりつけ医や地域の薬局同士の連携事業、多職種連携による薬局の在宅医療サービス事業などが実施される。

【大島正明】